

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正（2020年4月1日施行）により フロン類の回収が確認できない機器の 引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



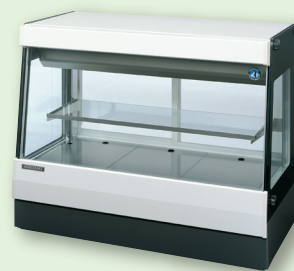
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫

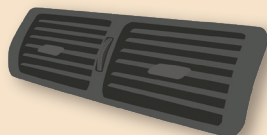


冷凍冷蔵用ショーケース など

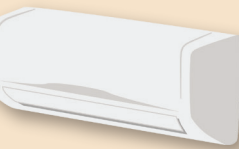
引取証明書(写し) でフロン類が回収済みであることを確認したとき
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

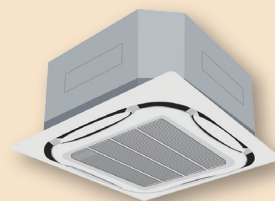
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



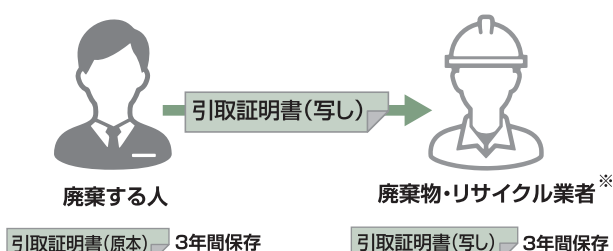
室内機のみ

※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

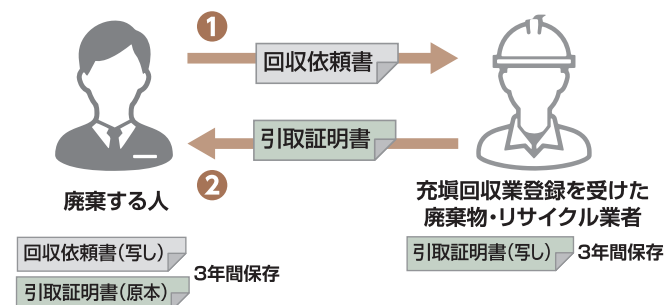
A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合



※さらに別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

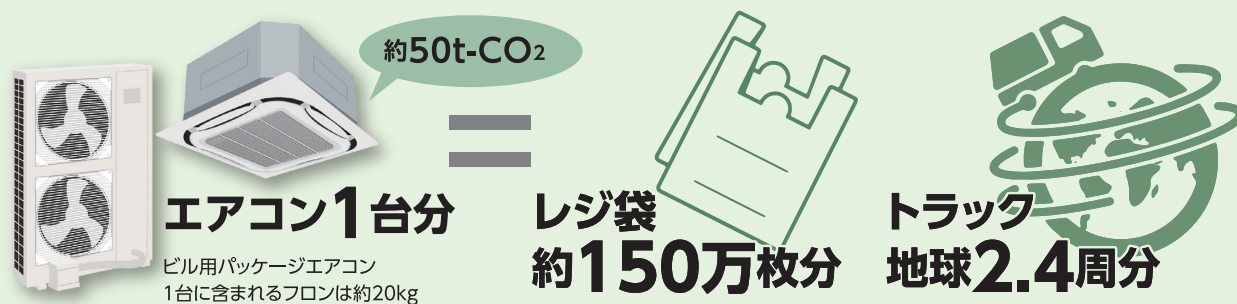
A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

